適正表示の実施

表示が必要とされる場合は、法律に則って表示します。

① 印字した消費、賞味期限が正しいことを出荷前に確認します。

② 包装した製品は、一括表示として、名称、原材料名、食品添加物、アレルゲン、内容量、期限表示、保存方法、製造者名、製造所所在地等、食品表示法（食品表示基準）で定められている内容を表示します。

リテイルベーカリーにおける表示について

リテイルベーカリー等での包装しないバラ売り製品には表示義務はありませんが、お客様からアレルゲン、消費期限、原材料名等の情報を求められた場合、プライスカード、POP、口頭などで提供できるよう努めましょう。